

愛名やまゆり園後援会規約

(名称)

第1条 本会は、「愛名やまゆり園後援会」と称する。

(目的)

第2条 愛名やまゆり園利用者の豊かな生活と障害者が積極的に社会参加し、生き生きとした暮らしができる街づくりを目指す社会福祉法人かながわ共同会愛名やまゆり園の各種事業に参画し支援することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者をもって組織する。

(事業の内容)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 愛名やまゆり園の実施する行事等各種事業への参加と支援。
- (2) 愛名やまゆり園利用者の生活環境整備への支援。
- (3) 愛名やまゆり園が関わる地域福祉推進にかかる事業への参加と支援。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業。

(会員と会費)

第5条 本会の会費は次の通りとし、口数は年度ごとの変更を可能とする。

- (1) 個人会員 年額 一口 2,000円以上
- (2) 団体会員 年額 一口 10,000円以上

(役員及び運営)

第6条 本会の役員及び運営は次の通りとする。

- (1) 役員の構成は、次の通りとする

会長	1名	副会長	1名	幹事	若干名	会計	1名
監事	2名	事務局長	1名	顧問	若干名		

- (2) 役員は、総会において会員相互の推薦及び協議により選任し、役員会において相互の推薦及び協議により役員を決定する。役員の任期は2年とする。また、役員に欠員が生じた場合は速やかに補充し、その任期は前任者残任期間とする。
- (3) 本会の事務局は、愛名やまゆり園（住所 厚木市愛名1000番地）におく。

(4) 本会は、会費及び寄付金をもって運営する。

(5) 会の運営は、次の通りとする。

総会 前年度の事業、決算報告、当該年度の事業計画及び予算、重要な議案について審議し、出席者の過半数の同意によって承認・議決する。

役員会 事業計画に基づく事業実施のための企画立案、総会に提出する議案作成、予算の補正その他運営に必要な事柄について審議する。

(6) 会員への報告

本会の活動は、機関紙「あいな」、納涼祭・あいなまつり等行事の案内等により適時に行う。

(規約の変更)

第7条 この会の規約の変更は、総会出席者過半数の同意によって行う。

(会計年度)

第8条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(附則)

この会は、平成14年6月15日から施行する。